

重要事項説明書(医療保険)

(令和6年4月1日現在)

1 当法人の概要

法人名	一般社団法人横浜市港南区医師会
代表者名	会長 豊福 孝夫
所在地	横浜市港南区港南中央通7番29号
電話番号	045-842-8806
実施事業の概要	休日急患診療所・訪問看護ステーション・居宅介護支援ステーション・在宅医療相談室
事業所数	4ヶ所

2 事業所の概要

事業所名	港南区医師会訪問看護ステーション
所在地	横浜市港南区港南中央通7番29号
電話番号	045-847-4151
事業者指定番号	3190006
会長	豊福 孝夫
管理者	野崎 良子
併設サービス	居宅介護支援事業
サービス提供地域	町名
港南区	全域
磯子区	森が丘、汐見台2丁目・3丁目、森4丁目・5丁目・6丁目、田中、栗木1丁目・2丁目、洋光台
南区	別所、中里、大岡4丁目・5丁目、別所中里台
戸塚区	平戸町、舞岡町、南舞岡
栄区	上郷町、小菅ヶ谷4丁目、元大橋、若竹町、鍛冶ヶ谷町、鍛冶ヶ谷2丁目、小山台

3 事業所の職員体制

職種	常勤	非常勤
管理者	1名	
看護師	5名	3名
理学療法士		
事務	1名	1名

(職務内容)

管理者は事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行い、また、当該従業者に法令及びこの規定を遵守させるため必要な命令を行います。

看護職員等(准看護師を除く)は、訪問看護計画または介護予防訪問看護計画書、及び訪問看護報告書または介護予防訪問看護報告書を作成し、利用者又はその家族に説明します。看護職員等は訪問看護等の提供にあたります。

4 営業日及び営業時間

営 業 日	月曜日から金曜日
休 業 日	土・日・祝日・12/29～1/3
営 業 時 間	午前 9 時～午後 6 時まで

(注)24 時間対応体制加算を契約されている方の緊急時訪問はこの限りではありません。

5 運営方針

利用者やその家族が安心して療養生活を送れるよう、身体面・精神面を支援し、適切な看護を計画的に提供します。

事業運営の透明性確保の為、当事業所の事業計画及び財務内容を求めに応じて閲覧することができます。

6 利用料金

(1)医療保険対象の方は、健康保険法に定められた額を頂きます。別途に**交通費(実費相当額)**を頂いております。

医 療 保 険		料 金	基本利用料(ご利用者負担金額)		
			1割負担の方	2割負担の方	3割負担の方
基本療養費Ⅰ ★1 (1日につき)	週3日目まで	5,550 円	555 円	1,110 円	1,665 円
	週4日目以降	6,550 円	655 円	1,310 円	1,965 円
	週4日目以降 (理学療法士等)	5,550 円	555 円	1,110 円	1,665 円
基本療養費Ⅱ ★2 (1日につき)	週3日目まで	5,550 円	555 円	1,110 円	1,665 円
	(同一日2人)	2,780 円	278 円	556 円	834 円
	(同3人以上)				
	週4日目以降	6,550 円	655 円	1,310 円	1,965 円
	(同一日2人)	3,280 円	328 円	656 円	984 円
	(同3人以上)				
週4日目以降 (理学療法士等)	5,550 円	555 円	1,110 円	1,665 円	
(同一日2人)					

	(同3人以上)	2,780円	278円	556円	834円	
基本療養費Ⅲ ★3 (1回につき)	外泊時 退院当日	8,500円	850円	1,700円	2,550円	
基本療養費ⅠⅡのハ (月に1回)	褥瘡ケア 緩和ケア 人工肛門ケア・ 人口膀胱ケア 専門訪問看護料	12,850円	1,285円	2,570円	3,855円	
管理療養費 (1日につき)	1日目 2日目以降	7,440円 3,000円	744円 300円	1,488円 600円	2,232円 900円	
加	乳幼児加算	6歳未満	1,500円	150円	300円	450円
	難病等複数回 訪問加算	(基本療養費Ⅰ) 1日2回	4,500円	450円	900円	1,350円
		1日3回以上	8,000円	800円	1,600円	2,400円
		(基本療養費Ⅱ) 同一建物1日2回訪問				
		訪問1人の場合	4,500円	450円	900円	1,350円
		訪問2人の場合	4,500円	450円	900円	1,350円
		訪問3人以上の場合	4,000円	400円	800円	1,200円
		同一建物1日3回以上訪問				
		訪問1人の場合	8,000円	800円	1,600円	2,400円
	訪問2人の場合	8,000円	800円	1,600円	2,400円	
	訪問3人以上の場合	7,200円	720円	1,440円	2,160円	
	緊急訪問看護加算 ★4		2,650円	265円	530円	795円
	(基本療養費Ⅰ) 複数名 訪問看護加算 (週1回) ★5	看護師同行時	4,500円	450円	900円	1,350円
看護補助者同行時 1日1回		3,000円	300円	600円	900円	
看護補助者同行時 1日2回		6,000円	600円	1,200円	1,800円	
看護補助者同行時 1日3回以上		10,000円	1,000円	2,000円	3,000円	
(基本療養費Ⅱ) 複数名 訪問看護加算 (週1回) ★5	看護師等					
	同一建物訪問1人の場合	4,500円	450円	900円	1,350円	
	同一建物訪問2人の場合	4,500円	450円	900円	1,350円	
	同一建物訪問3人以上の場合	4,000円	400円	800円	1,200円	
	理学療法士等					
	同一建物訪問1人の場合	4,500円	450円	900円	1,350円	
	同一建物訪問2人の場合	4,500円	450円	900円	1,350円	
同一建物訪問3人以上の場合	4,000円	400円	800円	1,200円		

算	看護補助者 同一建物訪問1人の場合	3,000円	300円	600円	900円	
	同一建物訪問2人の場合	3,000円	300円	600円	900円	
	同一建物訪問3人以上の場合	2,700円	270円	540円	810円	
	看護補助者 (別表7・8、特別指示) (1日に1回)					
	同一建物訪問1人の場合	3,000円	300円	600円	900円	
	同一建物訪問2人の場合	3,000円	300円	600円	900円	
	同一建物訪問3人以上の場合	2,700円	270円	540円	810円	
	(1日に2回)					
	同一建物訪問1人の場合	6,000円	600円	1,200円	1,800円	
	同一建物訪問2人の場合	6,000円	600円	1,200円	1,800円	
	同一建物訪問3人以上の場合	5,400円	540円	1,080円	1,620円	
	(1日に3回)					
	同一建物訪問1人の場合	10,000円	1,000円	2,000円	3,000円	
	同一建物訪問2人の場合	10,000円	1,000円	2,000円	3,000円	
	同一建物訪問3人以上の場合	9,000円	900円	1,800円	2,700円	
	長時間訪問看護加算(週1回迄) ★6	5,200円	520円	1,040円	1,560円	
	24時間対応体制加算(月1回) ★7	6,400円	640円	1,280円	1,920円	
	特別管理加算 (月1回) ★8	※1の方	5,000円	500円	1,000円	1,500円
		※2の方	2,500円	250円	500円	750円
	夜間・早朝訪問看護加算 (6時～8時・18時～22時)	2,100円	210円	420円	630円	
深夜訪問看護加算(22時～6時)	4,200円	420円	840円	1,260円		
退院時共同指導加算(適応時) ★9	8,000円	800円	1,600円	2,400円		
特別管理指導加算(適応時) ★10	2,000円	200円	400円	600円		
退院支援指導加算(適応時) ★11	6,000円	600円	1,200円	1,800円		
在宅患者連携指導加算 (適応時/月1回迄) ★12	3,000円	300円	600円	900円		
在宅患者緊急時等カンファレンス加算(適応時/ 月2回迄) ★13	2,000円	200円	400円	600円		
訪問看護静穏提供療養費1(月1回)★14	1,500円	150円	300円	450円		
訪問看護静穏提供療養費2(月1回)★15	1,500円	150円	300円	450円		
訪問看護静穏提供療養費3(月1回)★16	1,500円	150円	300円	450円		
ターミナルケア療養費(適応時) ★17	25,000円	2,500円	5,000円	7,500円		

看護・介護職員連携強化加算★18	2,500 円	250 円	500 円	750 円
------------------	---------	-------	-------	-------

※法令により、利用料の10円未満は四捨五入となります。

- ★1:一般の在宅療養者への訪問看護に対する療養費
- ★2:同一建物居住者への訪問看護に対する療養費
 - ア 養護老人ホーム・軽費老人ホーム・特別養護老人ホーム・有料老人ホーム・マンションなど集合住宅に入居又は入所している複数の利用者
 - イ 短期入所生活介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護等のサービスを受けている複数の利用者
- ※基本療養費Ⅰ・Ⅱ共に厚生労働大臣の定める疾病の利用者、特別管理加算算定利用者及び特別指示書発行期間中は週4日以降算定できる
- ★3:厚生労働大臣の定める疾病及び特別管理加算算定者が、入院中(外泊1泊2日以上)する場合(厚生労働大臣の定める疾病の利用者は入院中2回まで算定可能)
- ★4:利用者の緊急の求めに応じ主治医の指示により訪問看護を行った場合
- ★5:複数の看護師又は看護師と看護補助者が同行する場合(こついで、次のいずれかに該当する場合利用者の同意を得て行う。
 - ①厚生労働大臣の定める疾病の利用者②特別訪問看護指示書を発行した利用者③特別管理加算算定利用者④暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為が認められる場合 ⑤その他利用者状況等から判断し①から④までのいずれかに準ずると認められる場合
- ★6:1回の指定訪問看護の時間が90分を超え最長2時間まで滞在した場合
- ★7:電話等により看護に関する意見を求められた場合、訪問看護ステーションの看護師が常時対応できる体制を社会保険事務局長に届け出て、利用者や家族に同意を得ている場合、必要に応じて緊急訪問看護を実施できる体制の場合
- ★8:特別な管理を必要とする利用者に常時対応できる体制を社会保険事務局長に届け出て、計画的な管理を行った場合
 - ※1在宅重症喘息患者指導管理、在宅気管切開患者指導管理、気管カニューレもしくは留置カテーテルを使用している状態にある者
 - ※2在宅自己創傷灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅人工呼吸指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧疾患指導管理を受けている者、人工肛門又は人工膀胱を設置している状態にある者、在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している者、真皮を超える褥瘡の状態にある者
- ★9:退院、退院に当たり施設の職員と共に在宅での療養上必要な指導を行った場合厚生労働大臣の定める疾病等の利用者については、複数日に指導を実施した場合2回算定できる
- ★10:退院時共同指導加算を算定する利用者のうち特別管理加算を算定する場合
- ★11:退院日に在宅で療養上必要な指導を行った場合に初日の訪問看護日に加算する。ただし、退院日の翌日以降初日の訪問看護が行われる前に死亡あるいは再入院した場合においては、死亡若しくは再入院日に算定する。
- ★12:利用者の同意を得て、主治医を含め歯科医師、薬剤師等と文書により情報共有を行い療養上必要な指導を行った場合
- ★13:状態の急変に伴い、主治医、歯科医師、薬剤師又はケアマネジャーと共同し療養上必要な指導を行った場合
- ★14:厚生労働大臣が定める疾病等の利用者のうち、当該市町村等からの求めに応じて情報を提供した場合
- ★15:厚生労働大臣が定める疾病等の利用者のうち、当該義務教育諸学校へ、入学時、転学時等により初めて在籍することとなる利用者について、当該義務教育諸学校からの求めに応じて情報を提供した場合
- ★16:保険医療機関等に入院し、又は入所する利用者について情報を提供した場合
- ★17:在宅で死亡した利用者に対してその死亡日及び死亡前14日以内に2回以上ターミナルケアを行った場合(ターミナルケアを行った後、24時間以内に在宅以外で死亡した場合を含む)
- ★18:喀痰吸引等を行う介護職員等の支援を行った場合

(2) その他の料金は、別途以下に定めるとおりとします。

- ① 医療保険での訪問看護を利用されている方は、ご利用者の申し出により訪問時間が規定を超える場合は、30分毎に4,500円を徴収させていただきます。

② 医療保険で訪問看護を利用されている方は、休日訪問看護を提供した場合、基本療養費+2,000円(30分毎)の差額料金を徴収させていただきます。

③ 各保険制度外の訪問看護サービスをご希望される場合、30分につき以下の料金を徴収させていただきます。

平日・休日	時間	料金
平日	6:00 ~ 8:59	5,625 円
	9:00 ~ 18:00	4,500 円
	18:01 ~ 22:00	5,625 円
	22:01 ~ 5:59	6,750 円
休日	6:00 ~ 8:59	7,000 円
	9:00 ~ 18:00	5,625 円
	18:01 ~ 22:00	7,000 円
	22:01 ~ 5:59	8,500 円

※交通費は実費相当額を頂きます。(夜間の訪問はタクシーを利用する事があります。かかった費用は訪問交通費として徴収させていただきます。)

④ ご利用者のお申し出により、お亡くなりになった後の処置に伴う費用は、15,000円(物品代3,000円を含む)を徴収させていただきます。

7 サービスの内容

(1)訪問看護の提供は、訪問看護計画書に基づき、次のサービスを行います。

- ①健康状態の観察(血圧・体温・呼吸の測定、病状の観察)
- ②日常生活の看護(清潔・排泄・食事など)
- ③在宅リハビリテーション看護(寝たきりの予防・手足の運動など)
- ④療養生活や介護方法の指導
- ⑤認知症の介護・お世話と悪化防止の相談
- ⑥カテーテル類の管理・褥瘡の処置など医師の指示に基づいての看護
- ⑦生活用具や在宅サービス利用についての相談
- ⑧終末期の看護

(2)訪問看護の提供は、主治医の指示に従い、訪問看護計画書及び訪問看護報告書を定期的に主治医に提出いたします。

(3)訪問看護の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に看護職員の代わりに理学療法士等が行うことがあります。

8 緊急時等における対応方法

サービス提供中に病状の急変等があった場合は、速やかに利用者の主治医、救急隊、緊急時連絡先(ご家族等)、居宅介護支援事業者等へ連絡をします。

主治医	病院名	
	氏名	
	住所	
	電話番号	
家族等 緊急連絡先	氏名	
	続柄	
	住所	
	電話番号	

9 災害時(地震・台風・大雨等)

自然災害発生時、訪問中は利用者の安全確保に努めます。

状況を把握し定期訪問は原則中止とし、災害の状況によって、連絡可能な場合は振替のご相談をさせていただきます。

10 キャンセル

利用者の都合でサービスの利用を中止する場合は、速やかに次の連絡先までご連絡ください。

連絡先(電話):045-847-4151

11 秘密保持

事業者及び、訪問看護師は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。

12 相談窓口、苦情対応

○当事業所のサービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

連 絡 先	電話番号 045-847-4151 FAX番号 045-847-4152
担 当 者	野崎 良子
受 付 時 間	営業時間に当事業所に直接ご連絡下さい

○その他、お住まいの市区役所及び神奈川県国民健康保険団体連合会においても苦情申出等ができます。

神奈川県国民健康 保健団体連合会 (国保連)	所在地	横浜市西区楠木町27-1
	電話番号	045-329-3447
	対応時間	月曜日から金曜日 午前8時30分から午後5時15分まで

横浜市役所 健康福祉局	所在地	横浜市中区本町6-50-10
	電話番号	045-671-4045
	対応時間	月曜日から金曜日 午前8時45分から午後5時15分まで

港南区役所 高齢・障害支援課	所在地	横浜市港南区港南4-2-10
	電話番号	045-847-8415
	対応時間	月曜日から金曜日 午前8時45分から午後5時まで

磯子区役所 高齢・障害支援課	所在地	横浜市磯子区磯子3-5-1
	電話番号	045-750-2418
	対応時間	月曜日から金曜日 午前8時45分から午後5時まで

南区役所 高齢・障害支援課	所在地	横浜市南区浦舟町2-33
	電話番号	045-341-1139
	対応時間	月曜日から金曜日 午前8時45分から午後5時まで

戸塚区役所 高齢・障害支援課	所在地	横浜市戸塚区戸塚町16-17
	電話番号	045-866-8439
	対応時間	月曜日から金曜日 午前8時45分から午後5時まで

栄区役所 高齢・障害支援課	所在地	横浜市栄区桂町303-19
	電話番号	045-894-8415
	対応時間	月曜日から金曜日 午前8時45分から午後5時まで

13 従業員の研修

事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備します

- (1)採用時研修 採用後1ヶ月以内
- (2)継続研修 年1回

14 損害賠償と事故の対応

事業者はサービスの提供にあたり、職員へ安全面に十分注意するよう教育・指導し、事故防止に努めます。サービス提供に際して利用者のけがや体調の急変があった場合には、医師や家族への連絡、その他適切な処置を迅速に行います。

サービス提供にあたって利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償いたします。ただし、サービス提供者の原因によらない場合は、この限りではありません。

15 サービス利用にあたっての禁止事項について

- (1) 事業者の職員に対して行う暴言・暴力、いやがらせ、誹謗中傷などの迷惑行為
- (2) パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどの行為
- (3) サービス利用中に職員の写真や動画撮影、録音等を無断でSNS等に掲載すること

16 ハラスメント対策

サービス利用契約中に、ご利用者、ご家族が暴力、ハラスメント行為を行った場合はサービスを中止し、状況の改善や理解が得られない場合は契約を解除する場合があります。

(ハラスメント行為とは 叩く・蹴る・暴言で威嚇する・怒鳴る・身体をおさえつける・性的な発言をする・叫ぶあるいは大声を出す等のことです。)

17 虐待防止

事業者は、虐待防止のための対策を検討する委員会を設立し、虐待防止のための指針を作成します。また虐待防止、人権擁護のため、虐待防止に関する責任者の設置、苦情解決対策等の必要な体制整備を行うと共に、従業者に対する虐待防止を啓発、普及するための研修を実施する等の措置を講じます。高齢者虐待防止の指針については、ホームページ上で公開しています。

・虐待防止に関する責任者（職・氏名） 管理者・野崎 良子

18 身体拘束等の適正化

- (1) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行わないものとする。
- (2) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
身体拘束等の適正化のための指針については、ホームページ上で公開しています。

19 衛生管理について

- (1) 看護職員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます
- (3) 事業所における感染症等の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を年 2 回定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
- (4) 従業者に対し、感染症等の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。
- (5) 事業所における感染症等の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。また感染症の予防及びまん延防止のための指針については、ホームページ上で公開しています。

20 業務継続計画の策定

事業所は感染症や災害が発生した場合には、事業継続が出来るよう対策を講じています。

(1) 感染症予防及び感染発生時の対応

- ・ 事業所は、感染症対策指針を整備します。
- ・ 事業所は、感染症発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修、発生時の訓練を定期的に行います。
- ・ 感染症発生時には円滑・適確な対応を行うことで被害を最小限度に留め事業の継続が行われるよう努めます。

(2) 自然災害対策

- ・ 事業所に自然災害対策に関する担当者を置き、自然災害対策に関する取り組みを行います。
- ・ 事業所は、大地震等の自然災害、感染症のまん延等、あらゆる不測の事態が発生しても事業を継続できるよう計画(BCP)を策定し、研修の実施、訓練を定期的に行います。

20 その他

(1) サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。

- ①訪問料金以外の取り扱いは致しかねますのでご了承ください。
- ②看護師に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。

(2) 見守りカメラの設置、職員の写真を撮影する場合、個人情報保護法に準じて事前ご職員本人の同意を受けてください。

- (3) 訪問の際はペットをゲージに入れる、リードにつなぐなどの配慮をお願いいたします。
- (4) 訪問中の喫煙をご遠慮ください。
- (5) ステーションの都合により、止むを得ず日時の変更をする事があります。この様な場合、事前にお知らせいたしますがご了承ください。
- (6) 交通事情など、やむをえない状況によりお約束の時間が前後することがあります。30分以上遅れる場合はご連絡させていただきますが、ご理解頂きますようお願いいたします。
- (7) 当事業所では、看護学生及び看護師の実習を受け入れております。看護教育の必要性を御理解いただきご協力を御願いたします。
- (8) 感染予防のため、訪問看護前後の手洗い場の提供にご協力をお願いいたします。

「重要事項説明書」については、ホームページ上で公開しています。

